令和5年度大崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和5年度大崎市における障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を定める。

なお、この調達方針は、本市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

第2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第3 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

対象となる障害者就労支援施設等は大崎市内の施設等とし、物品等の調達は、<u>1,020万円を目標と</u>する。

なお、障害者就労支援施設等からの物品等の調達に当たっては、下記のほかにも調達可能な物品等があれば、適宜、その物品等を調達するように努めることとする。

- (1) 物品:食料品,廃油石鹸,雑貨,事務用品
- (2) 役務:名刺・パンフレット等印刷,除草・清掃等,資源回収

第4 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組を行う。これらの取組は、調達に関する他の施策等と調和を図るとともに、効果的な実施と予算の適正な執行に努める。また、調達に当たってはシルバー人材センターに十分に配慮し進めることとする。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等からの調達が円滑に進むよう、社会福祉課は、各障害者就労施設等が提供できる物品 等の情報を提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

調達担当課等は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等への発注に努める。この場合、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期や納入条件について適切な配慮を行うものとする。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年9月3日政令第403号)第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

第5 調達方針及び調達実績の公表

調達方針を策定したときは、市ウェブサイトへの掲載等により公表するものとする。また、調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度終了後に、市ウェブサイトへの掲載等により公表するものとする。

第6 障がい者の自立に向けて今後取り組むべき事項

障がい者の自立に向けた支援策として、以下の事項について検討を行い取り組むこととする。

(1)業務委託先等に対する協力依頼

市と業務委託契約(指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。)を締結している相手方や補助 金等の交付先等に対し障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求めること。

(2) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等について

競争に参加する者に必要な資格の設定や公契約の落札者を決定する場合において,障害者雇用促進法第43条第1項(障害者の法定雇用率の達成)の規定に反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮すること。

(3) 商工部門等との連携について

商工関係団体との連携を深め、障害者の雇用促進や障害者就労施設等からの物品等の調達について協議するための場を作ること。また、地域行事等での物品等の調達を推進するため、行政区長や民生委員等に対し、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供すること。

(4) 庁舎内スペースの活用

市が所有する施設のスペースを活用し障害者就労施設等において物品販売等を実施すること。